

公 示

武器学校会計課公示第1号

令和6年12月3日

令和6年度「仮設建屋の設置に係る計画通知作成、届出、取得及び対応等業務」
の契約希望募集要項

契約担当官

陸上自衛隊武器学校

会計課長 鳥倉 文雄



令和6年度「仮設建屋の設置に係る計画通知作成、届出、取得及び対応等業務」
契約を希望する者は、下記により応募して下さい。

1 公募に付する事項

令和6年度「仮設建屋の設置に係る計画通知作成、届出、取得及び対応等業務」の契約

2 参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4, 5, 6年度競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供」のA、B、C又はD等級に格付けされ、関東甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から競争契約における参加資格を停止されていない者
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係にある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない自由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 公募しようとする物品等の性能及び納期を保証できる者

3 説明会

- (1) 公募内容についての説明会への参加は審査結果に影響を与えないが、説明会で説明があったことを聞かなかったことによる不利益は、参加しなかった者の責に帰す。
- (2) 開催時期
令和6年12月6日（金）1400から
- (3) 開催場所
陸上自衛隊武器学校本部隊舎1階入札室
- (4) 説明事項
 - ア 契約の概要等に関する事項
 - イ 参加表明に関する事項
 - ウ その他

4 公募参加申込みに関する手続等

- (1) 申込先及び参加表明書提出先
〒300-0301
茨城県稲敷郡阿見町青宿121-1
陸上自衛隊武器学校総務部会計課会計課長
電話029-887-1171（内線270）
- (2) 申込受付期間
令和6年12月6日（金）～12月16日（月）
（直接提出する場合は休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に定める行政機関の休日をいう。）を除く。）
- (3) 提出書類
参加表明書1部

5 技術審査の審査等

- (1) 技術審査の提出者は担当者から提出資料について説明を求められた場合には、協力しなければならない。
- (2) 技術資料の提出者は、担当者から調査のための協力依頼があった場合には、事業所等への立入りを含め業態調査に協力しなければならない。

6 審査結果の通知

資格審査資料及び技術資料を提出した者のうち、履行能力があり、競争させることが適当と認められたものに対しては審査合格の通知を行う。その他の者に対しては審査不合格の通知を行う。

7 疑義の申立て

- (1) 審査結果に疑義のある者は、契約担当官に対して、当該疑義の内容について、審査不合格通知を受理した日の翌日から起算して5日以内に書面をもって申し立てることができる。

ア 窓口

会計課

イ 時間

直接持参する場合は休日を除く毎日、午前8時30分から午後5時00分まで、ただし正午から午後1時までの時間を除く

- (2) 契約担当官は、疑義について説明を求められたときは、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。
- (3) 疑義の再申立てについては、書面による回答を受理した日から3日（休日を除く。）以内に書面をもって申し立てることができ、契約担当官等は、疑義の再申し立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対して書面により回答する。

8 応募に当たっての留意事項

応募者は応募に当たり次の(1)～(6)について同意した上で応募する。

- (1) 提出資料に虚偽の記載をした者は、契約の相手方としない。
- (2) 正当な理由がなく資料を提出しなかった者、業態調査に協力しなかった又は妨害した者の応募は無効とする。
- (3) 審査後、資料に虚偽の記載が判明した場合、他の調達要求に係る公募、入札等を停止することができる。
- (4) 資料等の作成、提出及び説明会への参加並びに業態調査への協力に要する費用は、応募者の負担とする。
- (5) 提出資料は、原則として返却しない。
- (6) 提出資料の内容に変更が生じた場合は、速やかに変更の届出をしなければならない。

9 その他

その他の詳細については、説明会において連絡する。

参 加 表 明 書

(事業名)

標記事業の契約に関して関心がありますので、参加を表明します。
なお、別添のとおり関係資料を添付します。

(契約担当官等)

殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住 所

電話番号

提出者名 (商号等) (会社名等)

代表者 (役職名) (氏 名)